

公立大学法人和歌山県立医科大学産官学連携推進本部設置規程

制 定 平成18年4月1日和医大規程第44号
最終改正 令和3年3月29日和医大規程第119号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人和歌山県立医科大学組織運営規則（平成18年4月1日和医大規則第4号）第26条の規定に基づき、理事会の下に和歌山県立医科大学産官学連携推進本部（以下「本部」という。）を置き、本部について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本部は、本学における寄附講座、受託研究、共同研究、知的財産管理など産官学にまたがる教育研究を推進することにより、県民の健康増進、地域産業振興など本学の医学、保健看護学及び薬学の分野における社会貢献に一層の寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本部には、本部長を置き、理事長が指名する教授をもって充てる。

2 本部長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、理事長の任期を超えることはできない。

3 本部には、次のセンターを設置する。

(1) 産官学連携センター

(2) 知的財産権管理センター

4 前項の各センターにセンター長を置き、各センターの業務及び運営に必要な事項は別に定める。

5 本部に運営組織を置き、本部長及び前項に定める各センター長をもって組織する。

(活動状況の評価及び公表)

第4条 本部は、研究活動の状況について、理事会の議決を経て公表するものとする。

(事務局等)

第5条 本部の事務局は、研究推進課に置く。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 公立大学法人和歌山県立医科大学臨床研究管理センター設置規程（平成18年4月1日和医大規程第46号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は平成28年4月1日から施行する。
- 2 次の規程は廃止する。
 - (1) 公立大学法人和歌山県立医科大学健康増進・癒しの科学センター設置規程（平成18年4月1日和医大規程第45号）
 - (2) 公立大学法人和歌山県立医科大学産学連携・イノベーション推進研究センター設置規程（平成25年3月28日和医大規程第121号）
 - (3) 公立大学法人和歌山県立医科大学先進医療開発センター設置規程（平成18年4月1日和医大規程第47号）
 - (4) 公立大学法人和歌山県立医科大学健康増進・癒しの科学センター伝統医学研究部門設置規程（平成18年5月23日和医大規程第107号）
 - (5) 公立大学法人和歌山県立医科大学健康増進・癒しの科学センター環境制御予防医学研究部門設置規程（平成18年5月23日和医大規程第109号）
 - (6) 公立大学法人和歌山県立医科大学健康増進・癒しの科学センターみらい医療推進学研究部門設置規程（平成21年7月1日和医大規程第35号）

附 則

この規程は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。